

2023年4月～ 一部リニューアル!

箕輪町U・Iターン応援就職活動支援補助金

補助率1/2、上限1万円、年2回まで



U・Iターン希望者が上伊那の中小企業、介護保険事業所などの採用試験に出向く際の交通費の一部を補助

対象となる人

- ※次のすべてに該当
- 就職活動を実施する年度の4月2日時点で満18歳以上40歳未満の人
- 上伊那区域外に居住している人
- Uターン希望者またはIターン希望者
- 町税等を滞納していない人

補助金額

- 補助対象経費の1分の1
(100円未満は切り捨て)
- 上限1万円
- 年2回まで

手続きの流れ

書類提出→審査→交付

交付申請兼実績報告

就職活動を行った日から30日を経過した日
または、就職活動を行った年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出

【提出いただく書類】

- 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 就職活動実施証明書(様式第2号)
- ※ 就業予定場所等(郡内企業等)による記入箇所
- 請求書(様式第3号)

※ご注意ください!!

年度を過ぎての申請はできません。

補助対象経費

- ☆ 下記のどちらかに該当
- Uターン希望者：最終学歴の学校の卒業前年度から実施する就職活動又は上伊那広域連合が主催する若者人材確保事業(就活準備合宿、かみいなシゴトフェス等)イベントへの参加
- Iターン希望者：最終学歴の学校の卒業後3年目以降に実施する就職活動
- 鉄道料金(電車賃)
- 高速バス料金
- 航空料金(飛行機代)
- ※ 国や県または採用試験を実施した企業から、採用試験による交通費の助成を受けている場合は、助成額を差し引き、補助対象経費とします。

【添付いただくもの】

- 交付申請者が上伊那区域外に居住の実態を有していることを証するもの(公共料金の通知等)
- 身分証明書の写し(健康保険証等)
- 最終学歴の卒業(予定)年次が確認できる書類の写し
- 交通費の領収書または支払いを証明できる書類の写し
- その他町長が必要と認める書類

【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係
電話：0265-79-3153(直通) Email：miryoku@town.minowa.lg.jp